

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

	◇ 告 示	ページ
○ 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】		2
○ 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】		3
○ 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】		4
○ 道路の区域変更【建設局道路部管理課】		5
○ 道路の供用開始【建設局道路部管理課】		7
○ 道路の区域変更【建設局道路部管理課】		8
○ 道路の供用開始【建設局道路部管理課】		17
	◇ 公 告	
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】		20
○ 北九州市長野津田土地区画整理事業の仮換地指定通知の内容の掲示場所【建築都市局都市再生推進部都市再生整備課】		21
	◇ 上下水道局	
○ 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】		22
	◇ 公営競技局	
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【公営競技局ポートレース事業課】		23

北九州市告示第 23 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 2 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 医科（更生医療）の名称の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
旧 医療法人井手消化器呼吸器外科医院	北九州市八幡東区中央三丁目 8 番 28 号	令和 4 年 1 月 1 日
新 医療法人中央町おだクリニック		

2 薬局（育成医療及び更生医療）の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
菅原町調剤薬局	旧 北九州市八幡西区菅原町 2 番 16 号	令和 3 年 1 月 27 日
	新 北九州市八幡西区菅原町 3 番 8 号	

北九州市告示第24号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月1日

北九州市長 北 橋 健 治

1 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
タカラ薬局 香春口	北九州市小倉北区江南町2番29号	令和4年2月1日

2 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ナースケア222	北九州市小倉北区三郎丸三丁目5番1-606号	令和4年2月1日
ことぶき訪問看護ステーション	北九州市小倉北区古船場町7番8-209号	令和4年2月1日
訪問看護ステーションおじゃましま〜す	北九州市八幡西区折尾一丁目5番6号	令和4年2月1日
訪問看護ステーションハートケア・いこい	北九州市戸畑区観音寺町8番11号	令和4年2月1日

北九州市告示第 25 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 2 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（精神通院医療）の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
菅原町調剤薬局	旧	北九州市八幡西区菅原町 2 番 16 号	令和 3 年 1 月 27 日
	新	北九州市八幡西区菅原町 3 番 8 号	

北九州市告示第 26 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 県道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
5 1	曾根鞆ケ谷線	前	北九州市小倉南区下曾根一丁目 2 3 3 2 番 1 7 地先から 北九州市戸畑区西鞆ケ谷町 5 番 1 地先まで	6.1 ～ 56.6	13,375.4
		後	北九州市小倉南区下曾根一丁目 2 3 3 2 番 1 7 地先から 北九州市戸畑区西鞆ケ谷町 5 番 1 地先まで	6.1 ～ 56.6	13,373.6
6 2	北九州小竹線	前	北九州市八幡東区中央一丁目 5 0 番 3 8 地先から 北九州市八幡西区大字畑 2 番地先まで	5.0 ～ 49.5	10,118.6
		後	北九州市八幡東区中央一丁目 5 0 番 3 8 地先から 北九州市八幡西区大字畑 2 番地先まで	5.0 ～ 49.8	10,109.2
2 9 6	大蔵到津線	前	北九州市八幡東区大蔵二丁目 6 7 6 番 5 地先から	18.7 ～	2,819.5

		北九州市小倉北区上到津三丁目47番1地先まで	43.8	
	後	北九州市八幡東区大蔵二丁目680番1地先から 北九州市小倉北区上到津三丁目47番1地先まで	19.4 ～ 43.7	2,821.3

北九州市告示第 27 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 4 年 2 月 1 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
5 1	曾根鞘ヶ谷線	北九州市小倉南区下曾根一丁目 2 3 3 2 番 1 7 地先から 北九州市戸畑区西鞘ヶ谷町 5 番 1 地先まで
6 2	北九州小竹線	北九州市八幡東区中央一丁目 5 0 番 3 8 地先から 北九州市八幡西区大字畑 2 番地先まで
2 9 6	大蔵到津線	北九州市八幡東区大蔵二丁目 6 8 0 番 1 地先から 北九州市小倉北区上到津三丁目 4 7 番 1 地先まで

北九州市告示第 28 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員 (m)	延長 (m)
767	徳力高津尾 1 号線	前	小倉南区大字徳力 593 番 1 地先から 小倉南区大字高津尾加用橋まで	1.8 ～ 14.4	1,737.6
		後	小倉南区徳力七丁目 593 番 1 地先から 小倉南区大字高津尾加用橋まで	1.8 ～ 14.4	1,737.2
503	藤見町大蔵 1 号線	前	八幡東区藤見町 31 番 5 地先から 八幡東区大蔵一丁目 662 番 3 地先まで	6.7 ～ 23.6	1,124.0
		後	八幡東区藤見町 31 番 5 地先から 八幡東区大蔵一丁目 662 番 99 地先まで	6.7 ～ 23.6	1,124.3
514	山王中央 1 号線	前	八幡東区山王一丁目 3 番 3 地先から 八幡東区中央三丁目 34 番 10 地先まで	18.9 ～ 26.2	785.9



		後	八幡東区山王一丁目3番3 地先から 八幡東区中央三丁目34番 21地先まで	18.9 ～ 26.2	770.4
716	荒生田 宮の町 1号線	前	八幡東区荒生田一丁目12 10番地先から 八幡東区宮の町二丁目20 番2地先まで	5.6 ～ 16.5	1,227.2
		後	八幡東区荒生田一丁目12 09番5地先から 八幡東区宮の町二丁目20 番2地先まで	6.3 ～ 11.5	1,227.3
1035	荒生田 2号線	前	八幡東区荒生田一丁目11 32番1地先から 八幡東区荒生田三丁目15 25番3地先まで	3.7 ～ 6.5	502.3
		後	八幡東区荒生田一丁目11 34番3地先から 八幡東区荒生田三丁目15 25番3地先まで	3.6 ～ 6.5	502.4
1036	荒生田 3号線	前	八幡東区荒生田一丁目11 32番1地先から 八幡東区荒生田二丁目84 5番3地先まで	12.3 ～ 19.4	28.3
		後	八幡東区荒生田一丁目11 32番1地先から 八幡東区荒生田二丁目84 5番3地先まで	12.5 ～ 19.4	28.3
1038	荒生田 5号線	前	八幡東区荒生田三丁目14 91番2地先から 八幡東区荒生田三丁目78 5番4地先まで	6.0 ～ 7.4	142.3

		後	八幡東区荒生田三丁目 1 4 9 1 番 9 地先から 八幡東区荒生田三丁目 7 8 5 番 4 地先まで	6.0 ～ 7.4	142.4
1 0 5 2	祝町 1 号線	前	八幡東区祝町二丁目 5 8 4 番 7 地先から 八幡東区祝町二丁目 1 2 0 2 番 1 地先まで	3.6 ～ 15.4	554.5
		後	八幡東区祝町一丁目 5 8 4 番 1 0 地先から 八幡東区祝町二丁目 1 2 0 2 番 1 地先まで	3.8 ～ 15.4	547.4
1 0 5 4	祝町 3 号線	前	八幡東区祝町二丁目 1 2 6 7 番 2 地先から 八幡東区祝町二丁目 5 6 5 番 9 地先まで	3.1 ～ 4.3	116.6
		後	八幡東区祝町二丁目 1 2 6 7 番 2 地先から 八幡東区祝町二丁目 5 6 5 番 9 地先まで	3.1 ～ 4.4	116.6
1 0 5 5	祝町 4 号線	前	八幡東区祝町二丁目 1 2 2 0 番 7 地先から 八幡東区祝町二丁目 5 6 4 番 8 地先まで	7.1 ～ 7.6	172.5
		後	八幡東区祝町二丁目 1 2 2 0 番 7 地先から 八幡東区祝町二丁目 5 6 4 番 8 地先まで	7.1 ～ 7.6	172.2
1 0 5 7	祝町 6 号線	前	八幡東区祝町二丁目 1 2 1 8 番 5 地先から 八幡東区祝町二丁目 1 1 8 4 番 1 3 地先まで	7.0 ～ 10.8	288.2

		後	八幡東区祝町二丁目121 8番5地先から 八幡東区祝町二丁目118 4番13地先まで	6.8 ～ 10.8	288.1
1058	祝町7 号線	前	八幡東区祝町二丁目124 5番1地先から 八幡東区祝町二丁目118 8番1地先まで	1.4 ～ 5.0	220.9
		後	八幡東区祝町二丁目124 5番1地先から 八幡東区祝町二丁目118 8番1地先まで	1.4 ～ 5.4	220.8
1059	祝町8 号線	前	八幡東区祝町二丁目125 8番1地先から 八幡東区祝町一丁目590 番12地先まで	4.2 ～ 13.7	345.9
		後	八幡東区祝町二丁目125 8番1地先から 八幡東区祝町一丁目590 番12地先まで	4.2 ～ 13.7	345.9
1060	祝町9 号線	前	八幡東区祝町一丁目584 番4地先から 八幡東区祝町一丁目583 番10地先まで	4.1 ～ 4.6	59.9
		後	八幡東区祝町一丁目584 番7地先から 八幡東区祝町一丁目583 番10地先まで	4.1 ～ 4.6	57.9
1114	大蔵7 号線	前	八幡東区大蔵一丁目665 番9地先から 八幡東区大蔵一丁目662 番49地先まで	4.6 ～ 9.8	413.8

		後	八幡東区大蔵一丁目 6 6 5 番 1 3 地先から 八幡東区大蔵一丁目 6 6 2 番 4 9 地先まで	4.6 ～ 9.8	412.9
1 1 1 5	大蔵 8 号線	前	八幡東区大蔵一丁目 1 2 6 1 番 2 地先から 八幡東区大蔵一丁目 6 6 2 番 5 地先まで	3.4 ～ 12.4	487.6
		後	八幡東区大蔵一丁目 6 7 3 番 1 2 地先から 八幡東区大蔵一丁目 6 6 2 番 5 地先まで	3.4 ～ 11.8	496.4
1 1 2 3	大蔵 1 6 号線	前	八幡東区大蔵二丁目 6 7 6 番 1 2 地先から 八幡東区大蔵二丁目 6 8 0 番 9 5 地先まで	2.5 ～ 3.8	128.3
		後	八幡東区大蔵二丁目 6 8 0 番 2 地先から 八幡東区大蔵二丁目 6 8 0 番 9 5 地先まで	2.6 ～ 5.1	119.9
1 1 8 9	上本町 2 号線	前	八幡東区上本町一丁目 2 番 1 地先から 八幡東区上本町二丁目 1 5 番 3 地先まで	5.8 ～ 23.5	502.7
		後	八幡東区上本町一丁目 2 番 1 地先から 八幡東区上本町二丁目 1 5 番 3 地先まで	5.7 ～ 6.5	491.8
1 1 9 0	上本町 3 号線	前	八幡東区上本町一丁目 9 3 3 番 1 4 地先から 八幡東区上本町二丁目 1 1 番地先まで	2.7 ～ 7.2	328.9

		後	八幡東区上本町一丁目 9 3 3 番 1 7 地先から 八幡東区上本町二丁目 1 1 番 4 地先まで	2.8 ～ 5.9	321.1
1 1 9 1	上本町 4 号線	前	八幡東区上本町一丁目 1 番 7 地先から 八幡東区上本町一丁目 4 番 2 5 地先まで	6.0 ～ 8.2	89.5
		後	八幡東区上本町一丁目 1 番 7 地先から 八幡東区上本町一丁目 4 番 2 5 地先まで	6.0 ～ 8.1	89.6
1 1 9 4	上本町 7 号線	前	八幡東区上本町一丁目 9 番 3 地先から 八幡東区上本町二丁目 3 4 3 番 3 地先まで	4.4 ～ 4.7	105.2
		後	八幡東区上本町一丁目 9 番 3 地先から 八幡東区上本町二丁目 3 4 3 番 3 地先まで	4.1 ～ 4.7	105.3
1 1 9 5	上本町 8 号線	前	八幡東区上本町二丁目 1 0 番 3 地先から 八幡東区上本町二丁目 3 2 0 番 1 地先まで	5.2 ～ 8.2	132.6
		後	八幡東区上本町二丁目 1 0 番 3 地先から 八幡東区上本町二丁目 3 2 0 番 1 地先まで	5.3 ～ 8.1	132.3
1 2 1 2	川淵町 6 号線	前	八幡東区川淵町 1 4 9 2 番 1 4 地先から 八幡東区川淵町 1 5 0 8 番 5 地先まで	7.2 ～ 7.3	86.7

		後	八幡東区川淵町 1 4 9 2 番 1 4 地先から 八幡東区川淵町 1 5 0 8 番 5 地先まで	7.2 ～ 7.3	85.1
1 3 5 2	末広町 1 号線	前	八幡東区末広町 9 5 6 番 3 地先から 八幡東区末広町 9 6 5 番 1 3 地先まで	8.3 ～ 18.4	148.7
		後	八幡東区末広町 9 3 5 番 5 1 地先から 八幡東区末広町 9 6 5 番 1 3 地先まで	8.3 ～ 16.0	125.4
1 3 5 4	末広町 3 号線	前	八幡東区末広町 9 3 6 番 1 0 地先から 八幡東区末広町 9 3 5 番 7 地先まで	5.2 ～ 6.3	42.8
		後	八幡東区末広町 9 3 6 番 1 0 地先から 八幡東区末広町 9 3 5 番 7 地先まで	5.2 ～ 6.3	38.7
1 3 5 5	末広町 4 号線	前	八幡東区末広町 9 3 8 番 1 地先から 八幡東区末広町 9 3 5 番 5 4 地先まで	2.3 ～ 6.3	38.5
		後	八幡東区末広町 9 3 8 番 1 から 八幡東区末広町 9 3 5 番 5 4 地先まで	2.1 ～ 5.7	37.0
1 4 1 9	中央 1 号線	前	八幡東区中央二丁目 8 番 1 地先から 八幡東区中央三丁目 3 6 番 7 地先まで	22.7 ～ 41.0	502.6

		後	八幡東区中央二丁目8番1 地先から 八幡東区中央三丁目36番 15地先まで	22.6 ～ 41.0	502.7
1439	中央2 1号線	前	八幡東区中央一丁目2番7 5地先から 八幡東区中央一丁目987 番5地先まで	5.5 ～ 8.2	18.7
		後	八幡東区中央一丁目2番1 51地先から 八幡東区中央一丁目987 番4地先まで	5.5 ～ 8.6	18.5
1441	中央2 3号線	前	八幡東区中央三丁目35番 1地先から 八幡東区中央三丁目36番 14地先まで	4.1 ～ 4.5	25.7
		後	八幡東区中央三丁目35番 1地先から 八幡東区中央三丁目36番 14地先まで	4.0 ～ 4.1	18.1
1903	大蔵2 7号線	前	八幡東区大蔵一丁目662 番101地先から 八幡東区大蔵一丁目662 番86地先まで	6.0 ～ 6.1	190.9
		後	八幡東区大蔵一丁目662 番101地先から 八幡東区大蔵一丁目662 番86地先まで	6.0 ～ 6.1	190.2
1957	荒生田 祝町1 号線	前	八幡東区六条橋から 八幡東区祝町二丁目126 9番2地先まで	13.0 ～ 27.0	1,020.4
		後	八幡東区高見二丁目六条橋	13.0	1,020.4

			から 八幡東区祝町二丁目三条橋 まで	～ 27.0	
1958	荒生田 高見1 号線	前	八幡東区荒生田一丁目12 08番14地先から 八幡東区高見二丁目132 0番86地先まで	16.9 ～ 21.1	194.4
		後	八幡東区荒生田一丁目五条 橋から 八幡東区高見二丁目132 0番86地先まで	16.9 ～ 20.0	194.5



北九州市告示第 29 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり令和 4 年 2 月 1 日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間北九州市建設局道路部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 2 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
503	藤見町大蔵 1 号線	八幡東区藤見町 3 1 番 5 地先から 八幡東区大蔵一丁目 6 6 2 番 9 9 地先まで
514	山王中央 1 号線	八幡東区山王一丁目 3 番 3 地先から 八幡東区中央三丁目 3 4 番 2 1 地先まで
716	荒生田宮の町 1 号線	八幡東区荒生田一丁目 1 2 0 9 番 5 地先から 八幡東区宮の町二丁目 2 0 番 2 地先まで
1035	荒生田 2 号線	八幡東区荒生田一丁目 1 1 3 4 番 3 地先から 八幡東区荒生田三丁目 1 5 2 5 番 3 地先まで
1036	荒生田 3 号線	八幡東区荒生田一丁目 1 1 3 2 番 1 地先から 八幡東区荒生田二丁目 8 4 5 番 3 地先まで
1038	荒生田 5 号線	八幡東区荒生田三丁目 1 4 9 1 番 9 地先から 八幡東区荒生田三丁目 7 8 5 番 4 地先まで
1052	祝町 1 号線	八幡東区祝町一丁目 5 8 4 番 1 0 地先から 八幡東区祝町二丁目 1 2 0 2 番 1 地先まで
1054	祝町 3 号線	八幡東区祝町二丁目 1 2 6 7 番 2 地先から 八幡東区祝町二丁目 5 6 5 番 9 地先まで
1055	祝町 4 号線	八幡東区祝町二丁目 1 2 2 0 番 7 地先から 八幡東区祝町二丁目 5 6 4 番 8 地先まで

1 0 5 7	祝町 6 号 線	八幡東区祝町二丁目 1 2 1 8 番 5 地先から 八幡東区祝町二丁目 1 1 8 4 番 1 3 地先まで
1 0 5 8	祝町 7 号 線	八幡東区祝町二丁目 1 2 4 5 番 1 地先から 八幡東区祝町二丁目 1 1 8 8 番 1 地先まで
1 0 5 9	祝町 8 号 線	八幡東区祝町二丁目 1 2 5 8 番 1 地先から 八幡東区祝町一丁目 5 9 0 番 1 2 地先まで
1 0 6 0	祝町 9 号 線	八幡東区祝町一丁目 5 8 4 番 7 地先から 八幡東区祝町一丁目 5 8 3 番 1 0 地先まで
1 1 1 4	大蔵 7 号 線	八幡東区大蔵一丁目 6 6 5 番 1 3 地先から 八幡東区大蔵一丁目 6 6 2 番 4 9 地先まで
1 1 1 5	大蔵 8 号 線	八幡東区大蔵一丁目 6 7 3 番 1 2 地先から 八幡東区大蔵一丁目 6 6 2 番 5 地先まで
1 1 2 3	大蔵 1 6 号線	八幡東区大蔵二丁目 6 8 0 番 2 地先から 八幡東区大蔵二丁目 6 8 0 番 9 5 地先まで
1 1 8 9	上本町 2 号線	八幡東区上本町一丁目 2 番 1 地先から 八幡東区上本町二丁目 1 5 番 3 地先まで
1 1 9 0	上本町 3 号線	八幡東区上本町一丁目 9 3 3 番 1 7 地先から 八幡東区上本町二丁目 1 1 番 4 地先まで
1 1 9 1	上本町 4 号線	八幡東区上本町一丁目 1 番 7 地先から 八幡東区上本町一丁目 4 番 2 5 地先まで
1 1 9 4	上本町 7 号線	八幡東区上本町一丁目 9 番 3 地先から 八幡東区上本町二丁目 3 4 3 番 3 地先まで
1 1 9 5	上本町 8 号線	八幡東区上本町二丁目 1 0 番 3 地先から 八幡東区上本町二丁目 3 2 0 番 1 地先まで
1 2 1 2	川淵町 6 号線	八幡東区川淵町 1 4 9 2 番 1 4 地先から 八幡東区川淵町 1 5 0 8 番 5 地先まで
1 3 5 2	末広町 1 号線	八幡東区末広町 9 3 5 番 5 1 地先から 八幡東区末広町 9 6 5 番 1 3 地先まで

1 3 5 4	末広町 3 号線	八幡東区末広町 9 3 6 番 1 0 地先から 八幡東区末広町 9 3 5 番 7 地先まで
1 3 5 5	末広町 4 号線	八幡東区末広町 9 3 8 番 1 から 八幡東区末広町 9 3 5 番 5 4 地先まで
1 4 1 9	中央 1 号 線	八幡東区中央二丁目 8 番 1 地先から 八幡東区中央三丁目 3 6 番 1 5 地先まで
1 4 3 9	中央 2 1 号線	八幡東区中央一丁目 2 番 1 5 1 地先から 八幡東区中央一丁目 9 8 7 番 4 地先まで
1 4 4 1	中央 2 3 号線	八幡東区中央三丁目 3 5 番 1 地先から 八幡東区中央三丁目 3 6 番 1 4 地先まで
1 9 0 3	大蔵 2 7 号線	八幡東区大蔵一丁目 6 6 2 番 1 0 1 地先から 八幡東区大蔵一丁目 6 6 2 番 8 6 地先まで
1 9 5 7	荒生田祝 町 1 号線	八幡東区高見二丁目六条橋から 八幡東区祝町二丁目三条橋まで
1 9 5 8	荒生田高 見 1 号線	八幡東区荒生田一丁目五条橋から 八幡東区高見二丁目 1 3 2 0 番 8 6 地先まで

北九州市公告第52号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和4年2月1日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市門司区不老町一丁目1番13から15まで及び1番18から43まで	北九州市小倉北区馬借二丁目6番8号 第一交通産業株式会社 代表取締役 田中亮一郎
北九州市門司区吉志七丁目1469番2	北九州市小倉南区下城野一丁目1番15-607号 下方俊典
北九州市八幡西区真名子一丁目634番1から634番17まで	北九州市小倉北区明和町9番1号 株式会社海王 代表取締役 竹下晃平

北九州市公告第 5 3 号

土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 9 8 条第 1 項及び第 5 項の規定による北九州市長野津田土地区画整理事業の次の表に掲げる者に対する仮換地指定通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第 1 3 3 条第 1 項及び第 2 項において準用する同法第 7 7 条第 5 項の規定により当該通知書の送付に代えて、その内容が次の掲示場所に掲示されていることを公告する。

令和 4 年 2 月 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名	住所
冷水伊佐夫	北九州市小倉南区長野東町 8 番 8 号

2 通知の内容が掲示されている場所

北九州市小倉南区津田南町 1 番 6 8 号 北九州市長野津田土地区画整理組合の掲示板

北九州市上下水道局告示第 1 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第 2 5 条の 3 第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 2 月 1 日

北九州市上下水道局長 兼 尾 明 利

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
F - 2 1 8	株式会社フジモ トダブリューリ ミテッド	藤本 隆	山口県岩国市今 津町一丁目 6 番 2 5 号	令和 4 年 2 月 1 日
F - 2 1 9	颯設備	森本 昭	山口県下関市形 山みどり町 1 1 番 1 4 号	令和 4 年 2 月 1 日

## 北九州市公営競技局公告第3号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年2月1日

北九州市公営競技局長 上野孝司

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び予定数量

モーターボート競走出走表 110万枚

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書で定めるとおり

#### (3) 契約期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

#### (4) 納入場所 北九州市公営競技局長が指示する場所

(5) 入札方法 予定数量に1枚当たりの単価を掛けた総価により行う。ただし、契約は、落札金額の1枚当たりの単価による単価契約とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市公営競技局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第8号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6号第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること

。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和4年2月22日までに競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 4 入札手続等

#### (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市若松区赤岩町13番1号

北九州市公営競技局ポートレース事業課

イ 日時 この公告の日から令和4年3月14日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午後1時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和4年2月22日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市公営競技局ポートレース事業課に提出しなければならない。

なお、提出方法は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

(5) 郵送による場合の入札書の提出期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和4年3月14日午後5時までに必着のこと。

#### (6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和4年3月15日午後2時

### 5 その他

#### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

#### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市公営競技局契約規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上



。ただし、契約規程において準用する契約規則第 25 条第 7 項第 1 号又は第 3 号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規程において準用する契約規則第 12 条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第 13 条第 1 項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができるものとする。

(9) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市公営競技局ボートレース事業課

〒808-0075 北九州市若松区赤岩町 13 番 1 号

電話 093-791-3411

6 Summary

(1) Product and Quantity

Printing of Motorboat Racing Schedule Paper

Forecasted quantity: 1,100,000 issues

(2) Deadline of Tender (by hand)

2:00 p.m., March 15, 2022

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00 p.m., March 14, 2022

(4) For further information, please contact: Boat Racing Division,  
Municipal bicycle and boat Racing Bureau, City of Kitakyushu